

新 新

つくばみらい市規則第11号

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月24日

つくばみらい市長 田川 啓

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育相談員		2	53	2	76
社会教育指導員		1	21	1	44

」を

「

教育相談員		2	53	2	76
部活動指導員		2	34	2	57
社会教育指導員		1	21	1	44
埋蔵文化財専門員		1	50	1	73
歴史専門員		1	21	1	44

」に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年つくばみらい市規則第11号)新旧対照表

改正案				現行					
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)					
職種	基礎号給		最高号給		職種	基礎号給		最高号給	
	級	号給	級	号給		級	号給	級	号給
教育相談員	2	53	2	76	教育相談員	2	53	2	76
部活動指導員	2	34	2	57	(新設)				
社会教育指導員	1	21	1	44	社会教育指導員	1	21	1	44
埋蔵文化財専門員	1	50	1	73	(新設)				
歴史専門員	1	21	1	44	(新設)				